

戸籍証明書等の請求書(広域交付用)

令和 年 月 日

※請求には本人確認資料が必要です。
その他の注意事項は裏面に記載されています。
太字の項目は必ず記入してください。

(宛先) 枚方市長

請求者	住所 (日中に連絡のつく電話番号) 電話番号 - -						
	本籍						
	ふりがな 筆頭者の氏名						
	ふりがな 氏名 大・昭 生年月日 平・令 年 月 日						
使用目的	☐ 免許 ☐ 年金 ☐ 税務申告 ☐ 保険等 ☐ 登記等 ☐ 相続 ☐ パスポート申請 ☐ 国又は公共団体 ☐ その他()						
対象者	請求者との関係 ☐ 本人 ☐ 配偶者(夫又は妻) ☐ 直系尊属(父母又は祖父母など) ☐ 直系卑属(子又は孫など)						
	本籍 ☐ 請求者と同じ						
	ふりがな 筆頭者の氏名 明・大・ 生年月日 昭・平・令 年 月 日						
	ふりがな 氏名 明・大・ 生年月日 昭・平・令 年 月 日						
必要な戸籍 の範囲	何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。						
	☐ 対象者の現在の戸籍 ☐ の現在の戸籍					通	
	☐ の(出生・婚姻・離婚・入籍・離縁・()) から(死亡・婚姻・枚方転籍・())までの戸籍					各 通	
	☐ の(出生・婚姻・離婚・入籍・離縁・())が わかる戸籍					通	
	☐ その他()					通	
必要な証明 の種類	戸籍(全部事項証明書・)証明書					通	
	戸籍(改製原戸籍又は除籍)に記載されている方全員の証明					通	
	☐ 戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号 戸籍(改製原戸籍又は除籍)に記載されている方全員の電子証明					通	
○市役所使用欄 支払い方法(現・キ)							
確認資料	☐ 個人力 ☐ 免許 ☐ 旅券 ☐ 在留力 ☐ その他()			受付	交付	点検	円
枚方戸籍交付済	窓口預かり分	直系親族確認	識別	戸籍	除籍	原戸	計
			通	通	通	通	通
重複戸籍可否	対象者(請求者からみての続柄)						
可 否	玄孫 曾孫 孫 子 父 母 配偶者 (方) 祖父 祖母 曾祖父 曾祖母 その他()						
連絡事項							

請求に当たっての注意事項

①請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。（代理人の方は請求できません。）請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

②本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書（運転免許証、個人番号カード、パスポート、在留カード等）に限られます。なお、顔写真付き証明であっても学生証など認められないものもあります。

※健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証明書では、広域交付の請求はできません。

③必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

④対象者

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

※父母の戸籍から除籍したきょうだいの戸籍証明書は請求できません。きょうだいの戸籍証明書の請求については、本籍地のある市区町村へ請求ください。

※本籍地が不明な場合、市役所に電話や窓口でお問い合わせいただいてもお答えできませんので、筆頭者および本籍地が記載された住民票を取得されるか、ご親族にご確認ください。

⑤広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

⑥第三者請求や委任状による代理人請求、郵送での請求はできません。

⑦取扱いのない証明書

個人事項証明（抄本）、除籍個人事項証明（抄本）、改製原戸籍個人事項証明（抄本）、一部事項証明、身分証明書、独身証明書、戸籍の附票は広域交付はできません。

⑧戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

⑨支援措置等の対象者は交付できません。※本籍地のある市区町村へ請求ください。

⑩交付にかかる期間等について

- ・直近で戸籍届出をされている場合、内容の反映までに日数がかかります。あらかじめ、本籍地の自治体に記載が終わっているかご確認いただき来庁ください。
- ・他市区町村の戸籍をお調べするため、通常の戸籍証明書に比べてお時間をいただきますので、即日交付ができず、再度来庁いただくことになりますのでご了承ください。

⑪ 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されま

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。